

41 畜産・酪農経営安定対策

【(所要額) 177, 189 (177, 008) 百万円】

対策のポイント

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある全ての生産者が将来にわたって経営を継続し、その発展に取り組むことができる環境を整備します。

<背景/課題>

- ・酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。
- ・これらの対策については、引き続き安定的に実施することが必要です。

政策目標

「食料・農業・農村基本計画」において設定された、需要に応じた生産数量目標を達成

- 生乳の生産量 (795万t (20年度) → 800万t (32年度))
- 牛肉の生産量 (52万t (20年度) → 52万t (32年度))
- 豚肉の生産量 (126万t (20年度) → 126万t (32年度))
- 鶏卵の生産量 (254万t (20年度) → 245万t (32年度))

<主な内容>

1. 酪農経営安定のための支援

加工原料乳に新たにチーズ向け生乳を含めて補給金等を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補填等を行います。

持続的な経営を行う酪農家（飼料作付面積を確保し環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付します。

加工原料乳生産者補給金	(所要額) 31, 084 (22, 743) 百万円
加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続	
国産乳製品供給安定対策事業	610 (8, 767) 百万円
持続的酪農経営支援事業	6, 226 (6, 229) 百万円
	補助率：定額、3/4以内、1/2以内
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、指定生乳生産者団体、生乳生産者等	

2. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します。

肉用子牛生産者補給金	(所要額) 21, 296 (21, 296) 百万円
肉用牛繁殖経営支援事業	(所要額) 15, 877 (15, 877) 百万円
	補助率：定額、3/4以内
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体	

3. 肉用牛肥育経営安定のための支援

(所要額) 86,942 (86,942) 百万円

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。また、一部の県において地域算定をモデル的に実施します。

肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)事業
補助率: 3/4以内、定額
事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体、肥育牛生産者

4. 養豚経営安定のための支援 (所要額) 9,966 (9,966) 百万円

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。

養豚経営安定対策事業
補助率: 1/2以内、定額
事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、肉豚生産者

5. 採卵養鶏経営安定のための支援 5,189 (5,189) 百万円

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割以内を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し奨励金を交付します。

鶏卵生産者経営安定対策事業
補助率: 定額、1/4以内
事業実施主体: 民間団体

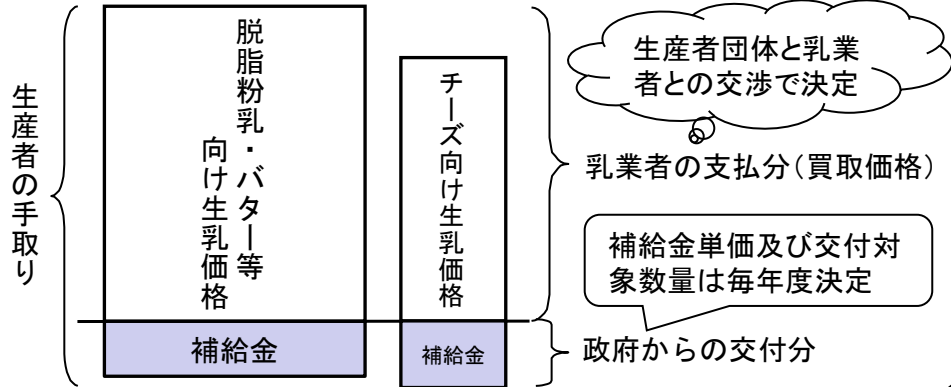
お問い合わせ先:
1の事業 生産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987)
2、5の事業 生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)
3、4の事業 生産局畜産企画課 (03-3502-5979)

酪農の経営安定対策について

加工原料乳生産者補給金制度

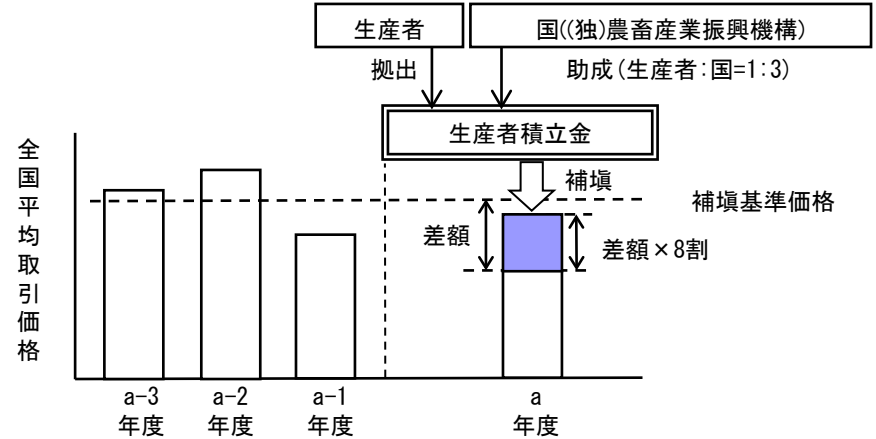
加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳の生産者に補給金を交付。

26年度: バター・脱脂粉乳: 単価12.80円/kg、交付対象数量: 180万トン
 チーズ: 単価15.41円/kg、交付対象数量: 52万トン



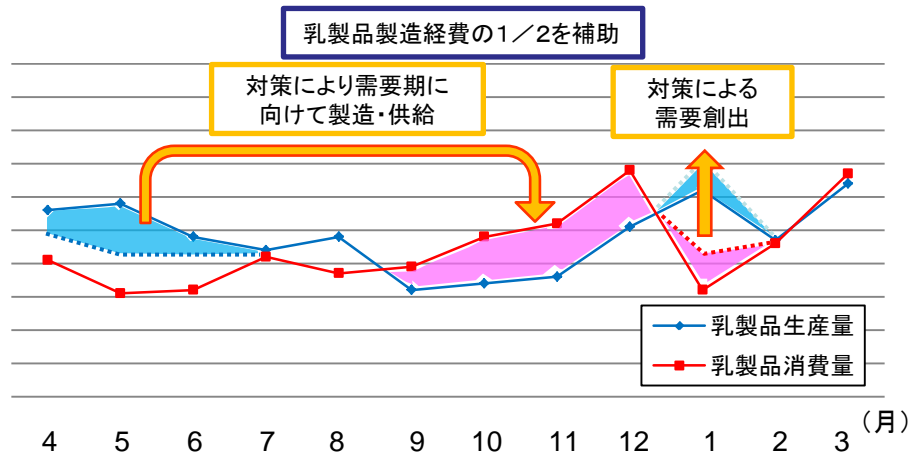
加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。



国産乳製品供給安定対策事業

生産者団体が乳製品を製造し適時に放出する取組や、不需要期の乳製品需要を創出する取組を支援。



持続的酪農経営支援事業

持続的な経営を行う酪農家(飼料作付面積を確保し環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付。

○ 対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

○ 交付金単価

飼料作付面積1ha当たり15千円

肉用牛、養豚及び採卵鶏の経営安定対策について

肉用牛繁殖経営対策

(子牛価格)

発動基準

肉用牛繁殖経営支援事業

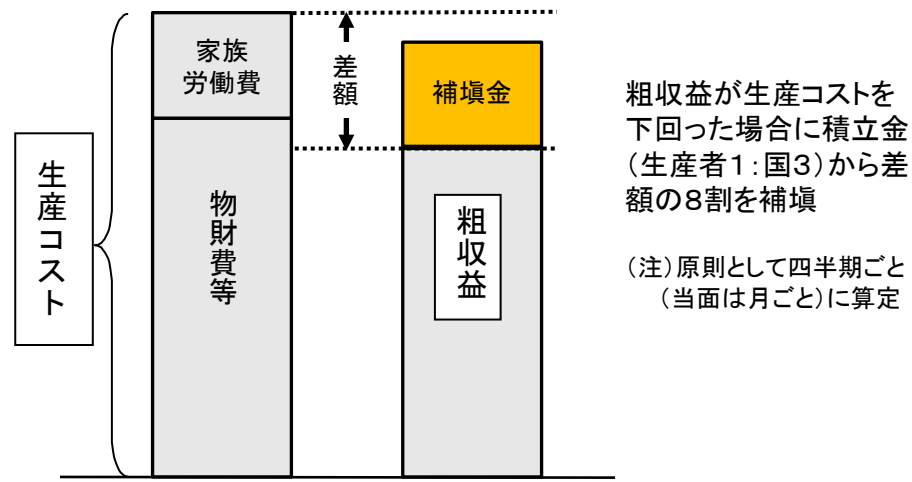
肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに設定)が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

保証基準価格

肉用子牛生産者補給金制度

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに設定)が保証基準価格を下回った場合に補給金を交付

肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)事業

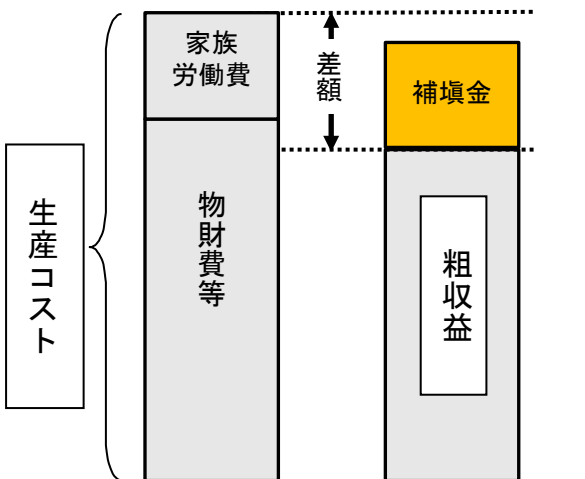


粗収益が生産コストを下回った場合に積立金(生産者1:国3)から差額の8割を補填

(注)原則として四半期ごと(当面は月ごと)に算定

◎一部の県において地域算定をモデル的に実施

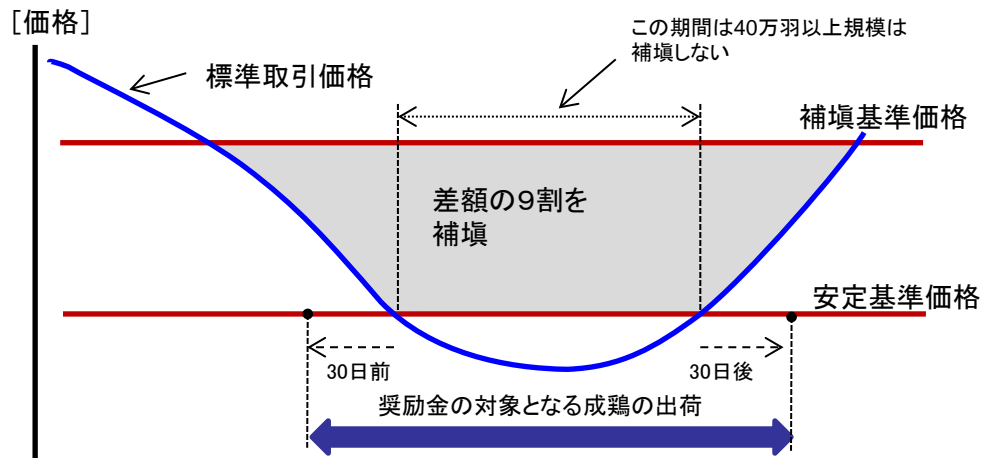
養豚経営安定対策事業



粗収益が生産コストを下回った場合に積立金(生産者1:国1)から差額の8割を補填

(注)四半期終了時に計算(前の四半期に発動がなかった場合は通算)

鶏卵生産者経営安定対策事業



この期間は40万羽以上規模は補填しない

差額の9割を補填

30日前 30日後
奨励金の対象となる成鶏の出荷